



佐賀県公報

平成19年
9月28日
(金曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

- ◎佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◎佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則
- 告示
- ◎取引店及び緊急支払店の指定
- ◎公金事務取扱要領の一部改正
- ◎指定金融機関等の指定の一部改正
- 訓令甲
- ◎佐賀県本府決裁等規程の一部改正
- 公布された規則のあらまし
- 佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第六九号)
- 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第七〇号)
- 佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第七二号)
- 佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第七三号)
- 1 佐賀県税条例施行規則の一部改正 (第一条関係)
 - (1) 法人設立 (設置) 届ほか四様式について、九州各県 (沖縄県を除く。) の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。
 - (2) ゆうちょ銀行の発足等に伴い、様式について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成一九年一〇月一日に日本郵政公社が民営化されることに伴い、所要の改正を行うこととした。 (第四条の二関係)
- 2 この規則は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第七〇号)
- 1 平成一九年一〇月一日に日本郵政公社が民営化されることに伴い、所要の改正を行うこととした。 (第五条関係)
 - 2 この規則は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
- 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第七二号)
- 1 在職票の交付、返付及び再交付の要件を、原則として勤続期間一二月未満とすることとした。 (第八条、第十九条及び第二〇条関係)
 - 2 退職票の返付及び再交付の要件を、原則として勤続期間一二月未満とするとした。 (第一九条及び第二〇条)
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この規則は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
- 佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第七三号)
- 1 農林水産商工本部新エネルギー産業振興課にエネルギー管理技術監を置くことができるうこととした。
 - 2 この規則は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
- 佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第七三号)
- 1 佐賀県税条例施行規則の一部改正 (第一条関係)
 - (1) 法人設立 (設置) 届ほか四様式について、九州各県 (沖縄県を除く。) の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。
 - (2) ゆうちょ銀行の発足等に伴い、様式について所要の改正を行うこととした。
 - 2 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正 (第二条関係)

<p>ゆうちよ銀行の発足等に伴い、様式について所要の改正を行うこととした。</p> <p>(1)は、同年一一月一日から施行することとした。ただし、1</p> <p>4 所要の経過措置を定めることとした。</p> <p>○佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第七四号）</p> <p>1 土地、建物及び工作物の売却に関する一般競争入札及び随意契約を行う場合においては、入札又は見積りの前に予定価格を公表することができることとした。（第一〇五条関係）</p> <p>2 かいにおける集中契約物品等の取得の決定及び受入れ事務手続きを用度管財課長が行うことができるることとした。（第一四五条、第一四六条及び様式第一〇四号の三関係）</p> <p>3 ゆうちよ銀行の発足等に伴い、所要の改正を行うこととした。（様式第一二号）様式第一四号関係）</p> <p>4 その他所要の改正を行うこととした。</p> <p>5 この規則は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。</p> <p>6 所要の経過措置を定めることとした。</p> <p>○規則</p> <p>佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十九年九月二十八日</p> <p>●佐賀県規則第六十九号</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十八年佐賀県規則第二十 八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。</p>	<p>この規則は、平成十九年十月一日から施行する。</p> <p>風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十九年九月二十八日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>●佐賀県規則第七十号</p> <p>風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条中第九号を削り、第十号を第九号とする。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成十九年十月一日から施行する。</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十九年九月二十八日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>●佐賀県規則第七十一号</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条中「六月末満（条例第二条第二項の規定により職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤務した</p>
--	---

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第七十号

月が引き続いだり六月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。)」を「十二月未満」に改める。

第十条の二に次の一号を加える。

七 その他知事が必要と認めるもの

第十九条第二項及び第二十条第一項中「六月」を「十二月」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第七十二号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「監査監を」の下に「新エネルギー産業振興課にエネルギー管理技術監を」を加え、同条中第十六項を第十七項とし、第十五項を第六項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 エネルギー管理技術監は、上司の命を受けて、新エネルギーの導入推進に関する事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第七十三号

佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第一条 佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第七十三号 その一 様式第七十三号 その二	軽油引取税還付申請書 軽油引取税納入免除(還付)申請書	条例第百五十六条 第二項及び第百五十七条规定 第一項
----------------------------------	--------------------------------	----------------------------------

に

を

改める。

第七条の二第五号を次のように改める。

五 事業種目

様式第八号及び様式第九号を次のように改める。

様式第8号

受付印	法人設立(設置)届			法人番号		
年 月 日 県税事務所長様		ふりがな 法 人 名				
		代表者の氏名				印
		所 在 地	〒 (TEL - - -)			
設 立 年 月 日	年 月 日	事 業 年 度	月 日から 月 日まで			
資本金の額又は出資金の額 資 本 金 等 の 額	円 円	事 業 種 目				
県 内 の 支 店 等	名 称	所 在 地	設 置 年 月 日			
	(主たる支店)	〒	年 月 日			
		〒	年 月 日			
		〒	年 月 日			
事 務 所 を 有 す る 都 道 府 県 の 数		□ 本県のみ □ 2都道府県 (本県を含む。)	□ 3都道府県以上 (本県を含む。)			
申告期限の延長の有無	県 民 税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月			
	事 業 税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月			
□ 連結親法人	□ 連結子法人	連 結 親 法 人 の 最 初 連 結 事 業 年 度	月 日から 月 日まで			
連 結 子 法 人 の 場 合	連 結 承 認 年 月 日 年 月 日	連 結 子 法 人 の 適 用 開 始 事 業 年 度	月 日から 月 日まで			
	ふりがな 連 結 親 法 人 名					
	連 結 親 法 人 所 在 地	〒 (TEL - - -)				
関 与 税 理 士	氏 名					
	事 務 所 所 在 地	〒 (TEL - - -)				
書類の送付先が本店と 異なる場合の送付先	名 称					
	所 在 地	〒 (TEL - - -)				
個人営業を廃止し、 法人を設立した場合	個 人 営 業 者 名			廃 止 し た 年 月 日		
	住 所	〒			年 月 日	

添付書類 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第9号

受付印 年 月 日 県税事務所長 様		法人異動届		法人番号	
		ふりがな 法 人 名			
		代表者の氏名	印		
所 在 地	〒	(TEL - - -)			
	新	旧	異動年月日		
法 人 名				年 月 日	
代 表 者				年 月 日	
本 店 所 在 地	〒	〒	年 月 日		
支 店 等 名 称				年 月 日	
支 店 等 所 在 地	〒	〒	年 月 日		
事 業 年 度	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで			
資本金の額又は 出 資 金 の 額				年 月 日	
資 本 金 等 の 額				年 月 日	
事 業 種 目				年 月 日	
その他の()				年 月 日	
支 店 等 の 設 置 又 は 廃 止	名 称	所 在 地	設置・廃止年月日		
		〒	年 月 日		
支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内の他の支店等の有無(有・無)					
合 併	合 併 法 人	法 人 名	合 併 年 月 日		
	所 在 地	〒 (TEL - - -)			
被 合 併 ・ 被 分 割 法 人	法 人 名	年 月 日			
	所 在 地			〒	
連 結 納 稅 の 承 認 等	□連結親法人 □連結子法人	区 分	□左記の連結法人となつた。 □左記の連結法人でなくなつた。		
	上記区分に該当 することとなつ た事由	□連結納税の承認があつた。 □完全支配関係を有することとなつた。 □連結完全支配関係を有しなくなつた。(原因: □連結納税の承認の取消処分があつた。 □連結納税適用の取りやめの承認があつた。			
	上 記 事 由 が 生 じ た 日	年 月 日			
	最 初 連 結 親 法 人 事 業 年 度	年 月 日から	年 月 日まで		
	連 結 子 法 人 適 用 開 始 事 業 年 度	年 月 日から	年 月 日まで		
連 結 子 法 人 の 場 合	連 結 親 法 人 法 人 名				
	連 結 親 法 人 所 在 地				
解 散	清 算 人 氏 名	解散年月日			
	清 算 人 住 所	〒 (TEL - - -)	年 月 日		
清 算 結 了	解散年月日	残余財産確定の日		清算結了日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

添付書類 登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)
 合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 連結法人となつた場合は、連結納税の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
 連結法人でなくなつた場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第十四号やの「(表中)「郵便局→」や「ゆうちよ銀行・郵便局→」に改め、同様式の(裏中)「○郵便局」や「○ゆうちよ銀行 ○郵便局」に改める。様式第十四号その二の(表中)「郵便局→」や「ゆうちよ銀行・郵便局→」に改め、同様式の(裏中)「○郵便局」や「○ゆうちよ銀行 ○郵便局」に改める。様式第十四号その四の(表中)「郵便局→」や「ゆうちよ銀行・郵便局→」に改め、同様式の(裏中)「○郵便局」を「○ゆうちよ銀行 ○郵便局」に改める。様式第十五号の(表中)「郵便局→」や「ゆうちよ銀行・郵便局→」に改め、同様式の(裏中)「○郵便局」や「○ゆうちよ銀行 ○郵便局」に改める。様式第二十九号を次のよう改める。

様式第29号

県たばこ税の納期限の延長申請書

受付印			
年　　月　　日		申 請 者	住所又は所在地
			氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
			この申請を担当する者の氏名及び連絡先
佐賀県知事　様		電話	()

地方税法第74条の11第1項の規定により、次のとおり県たばこ税(年　月分)の納期限の延長を申請します。

申告納付すべき税額	(1)	円
①のうち納期限内に納付する税額	(2)	円
納期限の延長を受けようとする税額	(1)-(2)	円
申告書提出日		年　月　日
法定納期限		年　月　日
延長納期限		年　月　日
納期限の延長申請の事由		

担保の内容	所 在 地		種 類	数 量	価 額(円)
保証人	住 所			保証金額	
	氏 名			職 業	電 話

納期限の延長申請の事由となつた売渡し等の内訳

課税標準量(売渡し等の本数)			税額		
旧3級品以外	旧3級品	合計	旧3級品以外	旧3級品	合計
(ア) 本	(イ) 本	(ウ) 本	円	円	円

注 この申請書には、付表の納期限の延長申請の事由となつた売渡し明細書及び納期限の延長申請の事由を証明する書類を添付すること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

(付表)

年　　月　　分　納期限の延長申請の事由となった売渡し明細書

申請者名

様式第三十号及び様式第三十九号中「又は県内の郵便局」を削る。

様式第五十四号その一の表中「郵便局→」や「ゆうちょ銀行・郵便局→」に改め、同様式の裏中「○郵便局」や「○ゆうちょ銀行 ○郵便局」に改める。

様式第五十四号その二の表中「取りまとめ局」や「取りまとめ店・局」に改める。

様式第六十七号の表中「郵便局→」や「ゆうちょ銀行・郵便局→」に改め、同様式の裏中「○郵便局」や「○ゆうちょ銀行 ○郵便局」に改める。

様式第七十三号を削り、様式第七十一号の次に次の二様式を加える。

様式第73号の1

軽油引取税還付申請書

受付印		特別 徵 收 義 務 者	住所又は所在地
年　月　日			氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
県税事務所長　様			この申請を担当する者の氏名及び連絡先
			電話 ()

地方税法第700条の22第1項の規定により、次のとおり軽油引取税の還付を申請します。

還付申請額			円
当初の引渡し	引渡年月日		年　月　日
	引渡数量		リットル
	納入先	名称	
		所在地	
返還	返還年月日	年　月　日	
	返還数量	リットル	
	受入先	名称	
		所在地	
販売契約の解除		解除年月日	年　月　日
		解除理由	
年月申告分 軽油引取税		申告税額	円
		納入済額	円
		返還を受けた 軽油に係る税額	円

- 注 1 返還があつたこと及び返還された軽油の数量を証する書類を添付すること。
 2 「納入先」欄には、返還を受けた軽油について、当初の引渡しに係る現実の軽油の納入を受けた事務所、事業所等の名称、所在地及び代表者の氏名を、「受入先」欄には、返還された軽油を受け入れた申請者の事務所、事業所等の名称及び所在地を記入すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第73号の2

軽油引取税納入免除(還付)申請書

受付印		特別 徵 收 義 務 者	住所又は所在地
年　月　日			氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
県税事務所長　様			この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()

地方税法第700条の22第4項又は第5項の規定により、次のとおり軽油引取税の納入免除又は還付を申請します。

納入免除又は還付申請額		円
この申請に係る軽油の引渡しを行つた年月日		年　月　日
この申請に係る軽油の引渡数量		リットル
免税軽油使用者に引渡しを行つた者が申請者でない場合の販売業者の氏名又は名称及び住所又は所在地		
承認を受けた 免税軽油使用者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	承認年月日	年　月　日
	承認番号	
年　月申告分 軽油引取税	申告税額	円
	納入済額	円
	承認を受けた軽油に係る税額	円
その他参考となるべき事項		

注 1 免税軽油使用者が交付を受けた、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認書を添付すること。

2 引渡しを行つた者が申請者でない場合は、「その他参考となるべき事項」欄にこの申請に至るまでの経緯を記入すること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第七十五号中「又は県内の郵便局」を削る。

様式第百一号その一の表中「取りまとめ局」を「取りまとめ店・局」に改める。

様式第百一号その一の表中「郵便局→」を「ゆうちょ銀行・郵便局→」に改め、同様式の裏中「○郵便局」を「○ゆうちょ銀行 ○郵便局」に改める。

様式第百一号その二の表及び様式第百一号その三中「取りまとめ局」を「取りまとめ店・局」に改める。

様式第百一弐中の四の表中「取りまとめ局」を「取りまとめ店・局」に改め、「郵便局」を削る。

様式第百一弐中の六の表、様式第百一号その七の表及び様式第百一号その八の表中「取りまとめ局」を「取りまとめ店・局」に改める。

様式第百一号その九の表中「取りまとめ局」を「取りまとめ店・局」に改め、「郵便局」を削る。

様式第百一弐中「佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正」

第一条 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「又は県内の郵便局」を削る。

様式第二十一号中「取りまとめ局」を「取りまとめ店・局」に改め、「郵便局」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中佐賀県税条例施行規則第一条の表、第七条の二第五号、様式第八号、様式第九号及び様式第二十九号の改正規定並びに同規則様式第七十三号を削り、同規則様式第七十二号の次に二様式を加える改正規定は、平成十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県規則第七十四号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五条第一項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 収支等命令者は、第一項の規定にかかわらず、県有財産である土地、建物及び工作物の売却に関し、一般競争入札又は随意契約を行う場合においては、一般競争入札又は随意契約の見積り前に当該売却に係る予定価格を公表することができる。

第一百四十五条第二項中「本庁等の各課」の下に「又は、かい」を加え、同条第四項及び第五項中「本庁等の各課の長」の下に「又はかいの長」を加える。

第一百四十六条第二項中「本庁等の各課の長」の下に「又はかいの長」を加え、同条第三項中「物品出納員」の下に「又はかいの委任出納員」を加える。

様式第十一号の裏中「○ 収納代理金融機関」の次に「(ゆうちょ銀行・郵便局を除く。)」を加える。

様式第十二号(日本郵政公社用)の表中「日本郵政公社用」を「ゆうちょ銀行・郵便局対応」に、「郵便局」を「ゆうちょ銀行・郵便局」に改め、同様式の裏中「日本郵政公社用」を「ゆうちょ銀行・郵便局対応」と、「郵便局」を「ゆうちょ銀行・郵便局」に改める。

平成19年9月28日(金)

様式第十一印（母子寡婦福祉資金手書用）及び様式第十一印（原宿住宅）廿
「九州管内」又「九州内」又「郵便局」又「ゆうちょ銀行・郵便局」に附る。
様式第十回印（日本郵政公社用）の表及び回様式の裏廿「日本郵政公社用」
又「ゆうちょ銀行・郵便局対応」に附る。
様式第十一回印（母子寡婦福祉資金手書用）及び様式第十一回印（原宿住宅）廿
「九州管内」又「九州内」又「郵便局」又「ゆうちょ銀行・郵便局」に附る。
様式第十回印（日本郵政公社用）の裏廿「日本郵政公社用」又「ゆうちょ銀行・郵便局」に附る。
「郵便局対応」又「郵便局」又「ゆうちょ銀行・郵便局」に附る。回様式
の裏廿「日本郵政公社用」又「ゆうちょ銀行・郵便局」に附る。回様式
の裏廿「日本郵政公社用」又「ゆうちょ銀行・郵便局」に附る。
様式第十回印（母子寡婦福祉資金手書用）及び様式第十回印（原宿住宅）廿
「九州管内」又「九州内」又「郵便局」又「ゆうちょ銀行・郵便局」に
「取りまとめ郵便局」又「取りまとめ店」に附る。
改め、佐賀中央郵便局 郵便番号840-8799
「取りまとめ郵便局」又「取りまとめ店」に附る。
ゆうちょ銀行佐賀店 郵便番号840-8799
「取りまとめ郵便局」又「取りまとめ店」に附る。
様式第十一回印（ふご用）廿
「係長 庶務係長 課長 庶務課長」又
「係長 課長 課長」又
「文書主任 委任出納員」又
「委任出納員」又
様式第十五回印の裏廿「支払郵便局から送付される「振替貯金払出証書」又
「福岡貯金事務センターから送付される「振替払出証書」」に附る。回様式
の裏廿「支払郵便局から送付される「振替貯金払出証書」又
「福岡貯金事務センターから送付される「振替払出証書」」に附る。回様式
の裏廿「支払郵便局から送付される「振替貯金払出証書」又
「福岡貯金事務センターから送付される「振替払出証書」」に附る。

「2 振替貯金払出証書による場合

- (1) 振替貯金払出証書は、支払郵便局から送付されます。
(2) 現金は、振替貯金払出証書により、同証書及び県費送金

記載してある郵便局の窓口で、その証書と引換えに、お受け取りください。

振替貯金払出証書の発行の日から2月を過ぎたときは、その証書では支払を受けられません。この場合は、県費送金通知書を発行したところへその旨を申し出てください。

3 金融機関又は郵便局へ持参される際は、本人又は受任者であることの確認をされるため、身分証明書をご用意ください。

(1) 振替払出証書は、福岡貯金事務センターから送付されます。

現金は、振替払出証書及び県費送金通知書と引換えに、日本国内外
オベアのゆうちょ銀行・郵便局の窓口で受け取ります。キモチ

(3) 振替払出証書の発行の日から3月を過ぎたときは、その証書では

ころへその旨を申し出でください。

3 金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局へ持参される際は、本人又は受
任者であることを確認をされるため 身分証明書をご用意ください

改める。

様式第104号の「予算残額」は「予算残見込額」に読み替える。

(意見又は内訳)

様式第五十六号の表中「支払郵便局から送付される「振替貯金払出証書」」を

(表)
中

本経費の財源内訳	決裁年 月 日	審査	処理年限	校合	施行年 月 日
編さん種類					完結日
〔					

〕

二

本経費の財源内訳	支出区分	契約区分	決裁年 月 日
編さん種類		保存年限	処理年限
〔			

改め、同様式の次に次の 1 様式を用べ。」

様式第104号の3(かい用)

支出負担行為通知書							
係	係員		係長		課長	副所長	収支等命令者
所属		執行所属			支出負担行為日		
					年月日		
処理区分		支出負担行為番号		変更区分		変更回数	
年度	年度	会計			繰越区分		
支出科目	款		項			目	
	節		細節				
事項							
支出負担行為額				予算残額			
変更前 支出負担行為				変更後 支出負担行為			
債権者	債権者番		郵便番号		支払経過		
	住所				命令日	支出区	金額
	氏名						
摘要							
(意見又は内訳)							
本経費の財源内訳			支出区分		契約区分		決裁年月日
			編さん種類	保存年限	処理年限	完結日	
検査依頼書・物品受入通知書・物品交付請求書・物品交付明細書							
分類	品名(規格)		数量	単価	金額	納入期限年月日	
中細	別紙内訳書のとおり						
上記物品を検査してください。 様 年月日 用度管財課長						検査済印	
上記物品を受け入れてください。 委任出納員 様 用度管財課長							
上記物品を交付してください。 委任出納員 様				上記物品を交付します。 物品管理員 様 年月日 委任出納員 ㊞			

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成十九年十月一日から施行する。
- (経過措置)
この規則による改正前の規則に規定する様式（様式第百四号の三を除く。）による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

○ 告 示

● 佐賀県告示第五百二十三号

佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）第二条第十七号及び第十八号並びに第百二十五条の規定により、取引店及び緊急支払店の名称、位置並びに取引店が取引を行い、緊急支払店が緊急支払を行う本庁等、かい及び事業所等の名称を次のように指定し、平成十九年十月一日から施行する。

なお、取引店及び緊急支払店の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十四号）は、平成十九年九月三十日限り廃止する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川康

一 取引店

		名 称	位 置
目	佐賀市城内一丁		
" 榎町	生産者支援課 農産課	取引店が取引を行う本庁等、かい及び事業所等の名称	すべての本庁等 すべてのかい すべて

二 緊急支払店

株式会社佐賀銀行県庁	佐賀県信用農業協同組合連合会本所	支店
------------	------------------	----

名 称	位 置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称
株式会社佐賀銀行本店	佐賀市唐人二丁	総合福祉センター 総合看護学院 致遠館高等学校
支 所	県 庁	佐賀西高等学校 図書館 博物館 佐賀城本丸歴史館 関西・中京営業本部
支 所	目 城内一丁	佐賀市唐人二丁
支 所	目 城内一丁	佐賀市唐人二丁
江支店	水ヶ呉服	農業試験研究センター 佐賀東高等学校
町支店	与賀	消防学校
町支店	嘉瀬	佐賀土木事務所
町支店	嘉瀬町	佐賀県税事務所 佐賀中部保健福祉事務所 佐賀中部農林事務所 佐城教育事務所 佐賀商業高等学校 佐賀警察署
町支店	神野	丁目 神野東二
町支店	鍋島	丁目 八戸溝三
支店	高木	高木瀬西
支店	瀬支店	瀬支店
支店	大和	大和
町支店	金立出張所	町支店金立出張所
町支店	犬井	犬井
道支店	大和	大和
支店	諸富	諸富
支店	神埼	神埼
支店	川副町	川副町
支店	大和町	大和町
支店	金立町	金立町
支店	みどり園	みどり園
支店	春日園	自治修習所 春日園 佐賀コロニー林業試験場 高志館高等学校 金立養護学校 大和養護学校 教育センター
支店	佐賀空港事務所	佐賀空港事務所
支店	諸富警察署	諸富警察署
務所	神埼高等学校	日の限寮 神埼土木事務所 三神教育事務所
務所	神埼清明高等学校	神埼高等学校 神埼清明高等学校

支店 武雄	支店 浜崎	支店 有浦	支店 呼子	田支店 和多	津支店 西唐	支店 唐津	支店 多久	支店 牛津	支店 小城	支店 鳥栖	支店 中原	三養基郡みやき町 希望の家	
武雄市武雄町	崎	唐津市浜玉町浜	東松浦郡玄海町	子 呼子町呼	土井 和多田大	" 海岸通り	唐津市米屋町	多久市北多久町	小城市小城町 精神保健福祉センター	城高等学校 小城警察署	鳥栖市本町一丁目 牛津町	鳥栖保健福祉事務所 農林事務所	
等学校 武雄市武雄町	虹の松原学園	唐津青翔高等学校	名護屋城博物館	唐津工業高等学校	唐津農林事務所 玄海水産振興センター	上場営農センター 北部家畜保健衛生所	唐津東中学校	唐津保健福祉事務所 東松浦教育事務所	産業技術学院 牛津高等学校	果樹試験場 小	九千部学園 鳥栖土木事務所	九千部学園 鳥栖高等学校	
武雄県税事務所 教育事務所 武雄土木事務所 武雄農林事務所 武雄土木事務所 武雄青陵中学校 武雄警察署	杵藤保健福祉事務所 杵藤保健福祉事務所 西部家畜保健衛生所 ダム管理事務所 武雄青陵高 杵西	平成十九年九月二十八日	佐賀県知事 古川康	支店 東京	駅前支店 有田	里支店 伊万	支店 嬉野	支店 塩田	支店 太良	支店 鹿島	支店 白石	支店 大町	
九 取りまとめ店・郵便局 ゆうちょ銀行・郵便局が取り扱つた収納金を取	第二条第九号を次のように改める。	支店 座一丁目	東京都中央区銀	西松浦郡有田町	伊万里市伊万里	町 伊万里市伊万里	" 嬉野町	嬉野市塩田町	藤津郡太良町	鹿島市高津原	" 白石町	杵島郡大町町	山内町
	◎佐賀県告示第五百二十一号	支店 首都圏営業本部	有田窯業大学校 田工業高等学校 九州陶磁文化館	伊万里保健福祉事務所 伊万里農林高等学校 伊万里養護学校 伊万里警察署	伊万里土木事務所 伊万里農業高等学校 伊万里商業高等学校 伊万里警察署	伊万里高専 伊万里高専 伊万里高専 伊万里高専	茶業試験場 嬉野高等学校	塩田工業高等学校 うれしの特別支援学校	太良高等学校	鹿島農林事務所 教育事務所 鹿島高等学校 鹿島実業高等学校 鹿島警察署	白石高等学校 佐賀農業高等学校 白石	杵島商業高等学校	畜産試験場

◎佐賀県告示第五百二十一号

公金事務取扱要領（平成四年佐賀県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年九月二十八日

第一条第九号を次のように改める。

九 取りまとめ店・郵便局 ゆうちょ銀行・郵便局が取り扱つた収納金を取

りまとめる店舗及び郵便局をいう。

第六条第五項中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ店・郵便局」に、「郵便振替の方法」を「公金取扱規定」に、「郵便振替公金払込高通知書」を「公金受高報告書」に、「払込高通知書等」を「受高報告書等」に改め、同条第六項中「払込高通知書等」を「受高報告書等」に改める。

第二十一条の表の取引店（指定金融機関）の項中

「 収入日報及び支出日報 添付書類 公金振替依頼書 支払済小切手更正依頼書 証券不渡通知書 郵便振替公金払込高通知書
--

「 収入日報及び支出日報 添付書類 公金振替依頼書 支払済小切手更正依頼書 証券不渡通知書 公金受高報告書

改める。

◎佐賀県告示第五百二十五号

指定金融機関等の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十三号）の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川康

三の表中

日本郵政公社 九州支社	九州管内のすべての 郵便局及び福岡貯金 事務センター	県営住宅使用料、母子寡婦福祉資金償 還金及び育英資金返還金の収納事務 (育英資金返還金は自動振込による收 納事務に限る。)
----------------	----------------------------------	--

ゆうちょ銀行	九州内（沖縄県を除く。）のすべてのゆ うちょ銀行及びゆう ちょ銀行から銀行業	県営住宅使用料、母子寡婦福祉資金償 還金、育英資金返還金及び佐賀県税條 例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号） 第二条第二号に規定する徴収金の収納
--------	--	---

改める。

○訓令甲

◎佐賀県訓令甲第二十号

本府
現地機関

佐賀県本府決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川康

第四条第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 工エネルギー管理技術監

第十二条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 工エネルギー管理技術監が専決することができる事務について、工エネルギー管理技術監が不在のときは、新工エネルギー産業振興課長がその事務を決裁するものとする。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成十九年十月一日から施行する。

務を委託された郵便事務（育英資金返還金は自動払込による収納事務に限り、佐賀県税条例に規定する徴収金については自動払込による収納事務を除く。）
局並びに福岡貯金事務センター（福岡貯金事務センターは自動払込による収納事務に限る。）

事務（育英資金返還金は自動払込による収納事務に限り、佐賀県税条例に規定する徴収金については自動払込による収納事務を除く。）

2 (佐賀県文書規程の一部改正)

佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「室長専決事項」の下に「エネルギー管理技術監専決事項」を加える。

申購
込先
料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年九月二十八日印刷及び発行
者 佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
所 株式会社古川総合印刷